プラスチック類の再商品化製品の品質検査仕様書

環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課

(担当　清水、桑江　電話075-222-3946)

１　件名

　　プラスチック類の再商品化製品の品質検査

２　委託業務の目的

　　プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第33条第３項に規定する再商品化計画の申請書類別紙３「再商品化製品の品質を確保するための措置」に記載されている再商品化製品の品質基準が確保されているか確認するため、認定市町村による品質検査を実施する。

３　委託内容

　　本市担当者立会いのもと、４の測定場所において再商品化製品のすべての種類からサンプリングを行い、受託者の測定施設において、測定を行い、測定結果を報告する。ただし、本市職員が直接サンプリング可能な場合にあっては、測定のみとする。

　　また、測定設備の都合上、受託者が直接測定を行うことが困難なものについては、本市と協議のうえ、関連会社等で測定を行うことを可とする。

４　品質検査場所、測定対象等

　①　旭鉱石㈱

 測定場所：リサイクリング旭(徳島県徳島市飯谷町枇杷の久保20)

　　　製品の種類と形状：ＰＥ・ＰＰペレット、ＰＥ・ＰＰ減容品(４製品)

　　　品質基準：水分（0.3％以下）、塩素分(0.20％以下)、主成分（93％以上）

　②　ＤＩＮＳ関西㈱

測定場所：Ｒ＆Ｅ事業所　容器包装プラスチックリサイクル工場(大阪府寝屋川市大字打上1641-1他)

　　　製品の種類と形状：ＰＥ・ＰＰ減容品(２製品)

　　　品質基準：水分（1.0％以下）、塩素分(0.30％以下)、主成分（90％以上）

③　栄伸開発㈱

　　　測定場所：湾岸リサイクルプラント（大阪府大阪市大正区鶴町四丁目12番5）

　　　製品の種類と形状：ＰＳ・ＰＥ・ＰＰペレット及びＰＳ・ＰＥ・ＰＰ・ＰＯ減容品(７製品)

　　　品質基準：水分（1.0％以下）、塩素分(0.30％以下)、主成分（90％以上）

　④　㈱レゾナック

　　　測定場所：川崎事業所（神奈川県川崎市川崎区扇町28番地1、4番2、扇町5番1号）

　　　製品の種類と形状：化学原料（アンモニア原料）用ガス、発電燃料用ガス(２製品)

　　　品質基準：Ｈ2（32％）、ＣＯ(20％)、ＣＯ2（27％）ＨＣＩ(10ppm以下)

５　委託期間

　　契約の日から令和７年３月31日まで

【参考】

01\_資料1\_再商品化計画の実施にあたり必要な措置について(抜粋)

（３）再商品化製品の品質検査【認定市区町村】

認定市区町村は、計画申請書類の別紙３「再商品化製品の品質を確保するための措置」に記載の通り、再商品化製品の品質検査を再商品化事業者ごとに実施してください。認定市区町村による再商品化製品の品質検査は、計画申請書類の別紙３「再商品化製品の品質を確保するための措置」に記載されている品質が確保されているか確認することが目的になります。

①測定対象

原則として、再商品化製品の全ての種類からサンプリングをします。測定対象とする再商品化施設は、再商品化を実施する全ての施設です。

②品質測定の実施者

認定市区町村が専門の測定機関に委託して行います。委託する測定機関は、信頼性を担保できる測定機関に委託します。

③サンプリング

本品質測定に係るサンプリングは、認定市区町村が現地確認を行った際に、認定市区町村の担当者がサンプリングを行うか、品質測定機関の担当者が行います。サンプリングは、再商品化の最終工程で行います。

なお、本検査とは別に計画申請書類の別紙３「再商品化製品の品質を確保するための措置」に記載に基づき再商品化事業者が品質測定を行い、生産管理月報の中で報告してください。

06\_参考資料1\_プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る再商品化計画の認定申請の手引き(抜粋)

（４）再商品化製品の品質検査

認定市区町村は、別紙３「再商品化製品の品質を確保するための措置」に基づき、再商品化製品の品質測定を実施します。

①測定対象

原則として、再商品化製品の全ての種類からサンプリングをします。測定対象とする再商品化施設は、再商品化を実施する全ての施設です。

②品質測定の実施者

認定市区町村が専門の測定機関に委託して行います。委託する測定機関は、信頼性を担保できる測定機関に委託します。

③サンプリング

本品質測定に係るサンプリングは、認定市区町村が現地確認を行った際に、認定市区町村の担当者がサンプリングを行うか、品質測定機関の担当者が行います。サンプリングは、再商品化の最終工程で行います。